

郡山市郵便入札参加者心得

郡山市政策開発部広聴広報課

(目的)

第1条 委託契約に係る競争入札のうち郵便による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の定めるところによる。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、募集要項、入札条件及び契約の方法等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、中封筒には入札書、外封筒には入札書を同封した中封筒を入れそれぞれ封印した上で、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、公告に記載している日を配達日に指定して郵送しなければならない。

3 入札参加者は、郵送した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札書の郵送後においても開札までの間は入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を契約権者に電子メール、持参又は送付により申し出るものとする（開札の前日までに到達するものに限る。）。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第6条 郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認められるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (2) 指定された方法以外で郵送された入札
- (3) 入札書に代表者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 公告で記載された配達指定日を過ぎて到達した入札
- (7) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札)

第8条 開札は、公告で指定した日時・場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせた上で執行する。

(再度入札)

第9条 第1回目の開札において、予定価格以上の価格の入札がないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行うものとする。この場合においては、第1回目の入札結果及び再度の入札を行う旨を直ちに入札参加者に伝えるものとする。

2 再度の入札は、原則1回とする。

3 入札が無効になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札決定を保留した上で、予定価格以上の価格で最高価格を提示した者を落札予定者とする。

2 開札の結果、前項の落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、あらかじめ当該入札をした入札参加者(代表者又はその代理人)に出席を求め、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者を決定する。この場合において、当該入札をした入札参

加者が指定の日時・場所に来られないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(補則)

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。